

平成27年宇治田原町文教厚生常任委員会

平成27年9月14日

午前10時開議

議事日程(1の1)

(戸籍・保険課、福祉課、健康長寿課所管分)

- 日程第1 付託議案審査
議案第53号 宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第2 第2四半期の事業執行状況(変更)について
○健康長寿課
- 日程第3 所管事項報告
○戸籍・保険課
・新しい国民健康保険制度について
○福祉課
・子育てサービス利用支援事業について
- 日程第4 その他

議事日程(1の2)

(教育委員会所管分)

- 日程第1 所管事項報告
○教育委員会
・平成26年度宇治田原町総合文化センター等の利用状況について
・住民テニスコート使用申請に係る変更と運用(試行)について
- 日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	7番	垣内秋弘	委員
副委員長	3番	山内実貴子	委員
	5番	今西久美子	委員
	8番	奥村房雄	委員
	9番	原田周一	委員

12番 田中修 委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
理事兼企画・財政課長 財政課長	小西基成君
理事兼福祉課長 戸籍・保険課長	大江輝博君 長谷川みどり君
福祉課 子ども未来室参事	立原信子君
宇治田原保育所長	山下愛子君
地域子育て支援 センター所長	中田正代君
健康長寿課長	黒川剛君
保健センター所長	小川英人君
教育次長	谷村富啓君
教育課長	岩井直子君
教育課課長補佐	池尻一広君
教育課 生涯学習推進参事	塚本吏君
共同調理場所長	廣島照美君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	久野村観光君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○委員長（垣内秋弘） おはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、町当局の関係者を初め、委員の皆様には多忙なところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会は、開会日に上程され、付託されました1議案及び第2四半期事業執行状況の変更並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局より関係資料も配付されておりますので、あわせてご確認をお願いします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。なお、スムーズな委員会運営のため、所管課の審査を分割し、初めに、戸籍・保険課、福祉課、健康長寿課所管分を行い、その後、教育委員会所管分を行うこととしたいと思います。

また、本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。

これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

町当局におかれましては、所管職員の出席につきましての調整をよろしくお願いいたします。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

日中まだ残暑が続いておりますけれども、朝夕めっきり過ごしやすくなってまいりました。

皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍と存じます。委員各位におかれましては、平素から宇治田原町行政の推進、何かとご理解、ご尽力いただいておりますこと、深く感謝申し上げます。

先週の台風18号につきまして、東にそれたこともあり、宇治田原町における総雨量は70ミリ程度であり、大きな被害は起きておりませんが、関東あるいは東北地方では、前線や台風17号の影響も相まって大きな被害が出ております。お悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、台風シーズンであります。町といたしましては、引き続き対応には万全を尽くしてまいる所存であります。

委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、先週の一般質問、補正

予算特別委員会等につきましては、本日は文教厚生常任委員会にご参集いただき、ありがとうございます。垣内委員長、山内副委員長のもと、文教厚生常任委員会を開催していただき、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご審議をお願いするとともに、各課の第2四半期事業執行状況（変更）及び所管事項報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議案につきましては、ご審議を賜り、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第53号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第53号、お手元に議案と、それから資料とあると思いますので、提案の説明をさせていただきます。

議案第53号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月、来月5日から、議案第52号と同様、番号法が施行することに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、議案の表紙をめくっていただき、1ページに記載しておりますように、個人番号をお知らせする通知カード及び平成28年1月1日以降希望者に順次発行される個人番号カードの再交付、2回目の再交付手数料1件につきまして、それぞれ500円、800円と追加し、個人番号カードの交付開始に伴い、交付申請を提出する住民基本台帳カードの交付手数料を削除するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、長谷川戸籍・保険課長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川戸籍・保険課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） それでは、議案第53号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、議案第53号の資料をごらんください。

概要ですが、社会保障・税番号制度の開始に伴いまして、国民に個人番号を通知する通知カード及び申請者に交付する個人番号カードの再交付手数料を新たに規定するものです。

補足説明といたしまして、もう一つ、議案第53号の参考資料、マイナンバー制度通知カード、個人番号カードについてをごらんください。

個人番号、マイナンバーは、番号法施行日の平成27年10月5日以降、住民登録のあるすべての方、外国人登録を含みますが、12桁の番号が記載された通知カードを送付いたします。簡易書留で、送付事務はJ-LISが行うこととなります。

通知カードとは紙製のカードで、個人番号を表面に記載、有効期間はありません。個人番号の確認書類として利用できますが、顔写真がないので、本人確認の際は、別途、運転免許証等が必要になります。

それから、個人番号カードとはプラスチック製のカードでございまして、平成28年1月1日以降、希望する方に交付、有効期間は交付の日から10回目の誕生日まで。二十未満の方は5回目の誕生日までになります。通知カードに同封の交付申請書をJ-LIS宛てに郵送して申請し、交付時に役場窓口で来庁していただきます。裏面に顔写真を表面に記載し、個人番号カード1枚で個人番号の確認と本人確認を行えるものでございます。

通知カードの送付及び個人番号の調整に係る事務は、総務省令によりまして全市町村がJ-LIS、地方公共団体情報システム機構に委任しております。

それから、通知カードと個人番号カードの交付手数料については、初回の交付時は無料となります。ただし、個人番号カードの交付時手数料、10年経過した後の交付時手数料の有無は、今現在、政府で検討中でございます。紛失、損傷等によるもの及び返納後の再交付は有料でございまして、変更後、住所等の追記欄の余白がなくなった場合の再交付は、手数料は無料となります。

それから、戻っていただきまして、先ほどの議案第53号の資料をごらんください。

改正内容で、再交付手数料の額は、国から示されました額、通知カードが500円、個人番号カードが800円となります。

また、住民基本台帳カードについては、個人番号カードの交付が開始されます平成

28年1月1日以降、新規交付が行えないため、当該規定の全部を個人番号カードに書き改めるものでございます。

施行日は、通知カードの再交付手数料は27年10月5日、個人番号カードの再交付手数料は28年1月1日となります。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 今回、手数料徴収条例の一部改正ということでマイナンバーにかかわる改正ですが、これ、再交付の手数料の額を規定するというものですが、ちょっと資料にも書かれておりますが、再交付が必要になるということは、例えば、紛失、盗難に遭うとか、カード損傷するとかいわれたものですが、損傷とかといったら別に問題ないと思うんですけども、紛失とか盗難とかということになればマイナンバーが漏れてしまうわけですよね。その辺、戸籍・保険課に聞くのが適切かどうかちょっとわからないんですが、もし答えられたら、紛失すること、盗難に遭うことでマイナンバーが漏れてしまう可能性があるということで、その辺どうかという話なんですけれども。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） もし盗難とか紛失等々でマイナンバーが漏れるおそれがありますと、通常、個人番号カードは一生に一回の番号で変えることはできませんけれども、そのおそれがある場合は個人番号を変更することが可能となります。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 明らかに盗難に遭いましたと、どこかで落としましたとかいうことがわかれば、それはわかるので、変更の届けを出せばいいということですよ。

ただ、紛失したことをわかっていない場合もございますよね。通知カードなんかは、特に、個人番号カードを申請する際に必要なわけで、個人番号カードを申請するまでは余り必要ないですよ。その際に、紛失したのか、盗難に遭ったのか、落としたのか、わからないまま過ごしている場合ももちろんあるかと思うんですけども。

ちょっと副町長に聞きますけれども、これ、個人番号が漏れたらどんなことが起こると想定されているんでしょうか。

（「漏れた」と呼ぶ者あり）

○委員（今西久美子） 他人に知られてしまったら。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 正確に、今どういように国のほうが動いているのか、ちょっとつかみきれないところがありますけれども、紛失しますと一番大変なことは、やはりそれを悪用されるということは、そのほかのいろんな、免許証も含みですけれども、いろんなことと同様のことはおそれとしてはあると思います。

しかしながら、そういうことに対する法律というものは、いわゆるこの個人番号法等いろんな法律でも縛っておりますから、そういった面での対策なり、いろんなことは最善を尽くして、このマイナンバー制に対応していきたいと、こういうふうには考えているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 保険証とか免許証とか、そういうものも個人情報が入っていますし、いろんな悪用をされる可能性ももちろんあるんですけれども、保険証とか免許証とかは大事なもんやという認識がやっぱり住民さんの中にあるわけですね。ところが、このカードというのは、マイナンバー自体を知らない人が内閣府の最新の調査でも半分ぐらいはいるというような結果も出ています。10月5日以降に送付されるわけですが、それがどれだけ大事なものの、マイナンバーを他人に知られてはいけないということを住民さんにしっかり自覚してもらわないとあかんと思うんですけれども、その辺の対応というのはどうなんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 通知カードと個人番号と2種類ありますけれども、どちらかというと、個人番号のほうは写真つきですので、免許証と同じような扱いを本人さん自身も、また悪用され方も大分変わってくると思います。そういう面での通知カードにつきましては、これは今、特に国のほうの財務省ですかね、いわゆるこういったカードを使って軽減税率の話が出ていますから、そういうことについてはちょっと私もコメントできませんが、そうでない限り、通知カードを持って歩くということは基本的には余りないとは思っています。

やはり、そういった書類を書くときにそのカードを見て番号は幾らあったと、それに対して申請書類を出すと、そんなことになると思いますが、ふだん持って歩いているということは、通知カードのほうは余りないというふうには思っております。

それから、個人番号カードについては、そういう点では、若干何か外で確認したりする、例えば、今後何かの、銀行とかのときには要るんかもしれないけれども、しかし、

そういった限られたときの持ち出しとしますので、そういった中でありますけれども、今、委員おっしゃるように、そういった大事なものといたしますか、それが漏れて、あるいは落とすと大変なものでございますから、交付されるに当たりまして、町の広報紙等を通じまして、あるいは渡すときにしっかり大事に保管といたしますか、持ち歩いてくださいというのは、住民の皆さん方にはお知らせなり徹底なりしていきたいと、こういうふうには考えているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 徹底していただいて徹底ができるかどうかは、私は非常に不安に思っております。特に、通知カードは送られるだけですよ。個人番号カードについては役場で受け取るということで、その際に啓発もできるかとは思いますが、その点がちょっと一つあるのと。

ちょっとマイナンバー制度にかかわることなので、手数料条例とは少し外れるかもしれませんが、マイナンバーについては、このカードを見て、勤務先にも教えないといけませんね。勤務先は個人番号を全部、アルバイトから何から含めて掌握しないとイケないわけですが、ほとんどが中小企業の中で、宇治田原町でもそうですけれども、厳重に管理をする必要があるわけですが、その辺がどの辺までできているのかというのも一つ不安があります。

町としては、情報の保護にこの間ずっと力も注いでいただいているというのもわかっていますけれども、企業の対策だとか、住民の方の意識ですね。今、啓発するとおっしゃいましたけれども、マイナンバーの保管についての理解が不足していれば、やっぱり情報漏えいというのが私はあり得るというふうに思うんです。

既に、共通番号制度を導入している韓国とかアメリカなどでは、本当に成り済ましの犯罪とか情報漏えいとかが、もうほんまに頻発をされていて大変なことになっていると。見直しも言われているということも報道でございます。そういうことから、宇治田原町の住民さんが犯罪に巻き込まれたりとか、年金や預金を不正に取られたりといったような被害も心配があるわけですね。町としては、法律で決まった以上、実施をせざるを得ないというのはもちろん理解できますが、今のこんな状態で厳重な保管が必要な番号の通知を始めるということについては、個人情報を実際に危険にさらすことにもなりかねないということだと思います。

私は、国に対して、今、延期でもいいですわ、中止でもいいですけれども、やっぱり政府に対して、こんな今の状態で、とても個人番号を皆さんに通知をするということは

やはり危険ではないかということで、中止なり延期を申し入れていただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 今のお話ですけれども、やはり全国、国で進められているマイナンバー制でございますので、当然のことながらセキュリティー対策、あるいは個人さんへの周知徹底、いろんなことについては今後とも折を見てその機会ごとにやっていく必要がありますとともにやっていきますけれども、中止、延期と、それを申し入れるというところまでは私どもとしては考えておりませんので、それをやる考えは持っておりませんものとお答えさせていただきます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 中止、延期は申し入れないということですがけれども、でも、宇治田原の住民さんにそういう被害が起きる可能性が非常にあるということについてはきちんと認識もしていただきたいし、そこは住民の立場でやはりしっかりと国に対して意見も申し述べていただきたい、こういうふうに指摘をして終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第53号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手多数。よって議案第53号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、文教厚生常任委員会へ付託されました議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって、委員会報告

書を議長宛てに提出いたします。

この場で暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時21分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

日程第2、第2四半期の事業執行状況（変更）についてを議題といたします。

健康長寿課所管について、当局の説明を求めます。黒川健康長寿課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） それでは、事業執行状況、健康長寿課所管分につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元のほうに事業執行状況の表がございます。5番目でございます。地域密着型介護老人福祉施設整備推進事業。小規模特養の公募事業についてでございます。

赤で記してございますけれども、今回公募させていただいたところ、応募件数がゼロ件であったということに伴いまして、8月及び9月に予定しておりました委員会の開催、また事業所の決定につきましては未定という形で変更をさせていただきたいと思っております。

もう1枚、別添資料をつけさせていただいております。そちらにつきまして、詳細につきまして、概要を説明させていただきます。

まず、公募の概要ですけれども、募集要項の配布につきましては、6月17日から7月31日に配付をさせていただいております。質問の受付期間は、6月17日から6月30日まで。応募受付期間につきましては、7月いっぱい、7月1日から31日まででございます。結果といたしまして、応募件数はゼロ件でございます。

広報の仕方、方法でございますけれども、京都府と京都市にそれぞれ老人福祉施設協議会という特別養護老人ホームが加盟しております団体ですけれども、そちらのほうに広報依頼をさせていただきまして、会員さんのほうに周知していただくという要請をさせていただきました。また、町のホームページへの掲載を実施したところでございます。

さきの委員会でもご指摘、ご質問ございましたけれども、サンビレッジ宇治田原の状況でございますけれども、理事会で協議していただきました結果、事業については実施しないという結論を出していただいております。

理由といたしましては、新規に事業を開設する資金面、また事業を運営する上での職員さんの確保について難しいだろうという判断のもとで実施しないということでございます。

地域密着型サービス運営委員会への対応でございますけれども、応募事業者がなかったことを連絡させていただきまして、会議開催の延期を連絡してございます。

今後の対応でございますけれども、町のホームページに募集結果ゼロ件であったという掲載をさせていただいております。それと、京都府に補助金を活用する際に公募が必須であるかということを確認させていただきました。当初、広く公募させていただいて公平性を確保するということで公募させていただきましたけれども、こういう事態となりましたので、引き続き、公募が必須であるかという旨の確認をさせていただきましたところ、必ずしも必要ではないということでございましたので、今後につきましては、事業者へ個別に当たりまして、検討協力の要請をさせていただこうと思っております。

あわせまして、当委員会でもご指摘いただきました町の単独補助につきましても、あわせて検討させていただきまして、29年度の開設に向けまして鋭意取り組んでまいりたいということでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） 今のご説明で応募がゼロやったということなのですが、最後に言われた町単独補助の検討ということなんですけれども、このあたりの具体的シナリオについて、もしあればお知らせいただきたいと思うんですが。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 詳細につきましては、まだ検討途上でございます。ただ、サンビレッジ宇治田原さんが平成7年に整備されてございます。その際に、特別養護老人ホームに係ります建設費用が約8億3,000万円かかっております。その当時は、国・府から約半分程度の補助金がございます、その8億3,000万円に対しまして町のほうから1億円。また、ことしまででございますけれども、元利償還金の返還に伴います補助ということで、500万円を20年間ということで1億円、合わせまして2億円程度の補助をさせていただいている経緯がございます。このときと若干、この時代は介護保険制度ではなく措置という時代でございましたので、時代背景が異なっております。そういった時代背景が異なっていることを踏まえまして、ちょっと検討をさせていただきたいという形でございます。

ほかにも福祉施設のほうの補助金の交付もしてございますので、その前例を検討させていただきながら、詳細を詰めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 資金面ではそういうような援助ということがありますが、具体的には前回も話させていただいたんですけれども、例えば、土地なんかを自己資金で賄うというとなかなか今の採算ベースから言うと難しいという部分があって、そういった要因でこの応募がゼロやということも多分にあると思うんです。

その辺の対応は具体的にどう考えておられるのかどうか。今からそういった部分で準備しても、29年度の開設に間に合うのかどうか、具体的にね。そういった意味で、先ほどちょっとシナリオということでお聞きしたんですけれども、そのあたりはどう考えておられるんですか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 地域密着型施設の補助金につきましては、近隣市町村に問い合わせたところ、どこの市町村におきましても単独の補助は実施していないという状況がございました。そのこともございまして、町のほうは当初、ひとまずは補助なしでいこうという考え方でございました。

ただ、現実といたしまして、応募がなかったということ踏まえまして、この介護保険の事業計画の中で位置づけている施設でもございますので、また議員の皆様方からも強く後押しをさせていただいている事業でございますので、実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

施設の整備に当たっての土地の提供云々でございますけれども、町のほうの町有地で適地というものを拾い上げをしてみたんですけれども、面積的に狭くてそういったものが収容できるものがないというのが現実としてございました。

借地の場合ですと、国のほうからも補助金といたしまして、定期借地を設定した場合につきましては、路線価の2分の1程度という補助がございますので、実質的には賃借料の半分程度の補助が出るという制度もございますので、この辺の制度を事業所の方々にも詳しくご説明をさせていただいて、用地についても取得よりは賃貸のほうが安く事業できますよという制度面でのアピールといたしますか、説明をきめ細かくしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 今、町有地で適切な土地がないということなんですけれども、具体的にこのサービス事業を始める、この施設を建てるのにどれぐらいの広さが必要なんだろうかと。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 施設の建て方によりまして、例えば、平屋建てでいくのか、また上に上げるのかによりましても異なってまいりますし、その施設だけでなく、職員さんの駐車場、来館者の駐車場部分ございます。また、施設に併設される事業があるのかないのか。例えば、デイサービスを併設するという形になりますと、毎日たくさんの方が来られる形になりますので、送迎用の車も必要であるかという形でございますので、一概には申し上げることはできないんですけれども、近隣の事業所等々で見えますと、やはり3,000平米程度の敷地は必要なのかな、その程度が一つの目安なのかなというふうには考えてございますけれども、一概には申し上げられないというところでございますので、ご了承をお願いします。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） これは従来から私もずっと要望してきたことなんですけれども、今のこの話で、ご説明でも資金的な補助金とか何とかという話があるんですけれども、なかなか、今回ゼロやったと。そこに掘り下げて詳しく説明してということで、再募集ということなんですけれども、ちょっとそれでも来るのかなという懸念をずっと持ってて仕方がないんです。

ご承知のとおり、本町でも当然、高齢化という形で、やはり地元の施設に入りたいという方が非常に多いわけなんですけれども、そのあたりは本当に実現可能というんですか、方策というのはもっと具体的にないもんかどうか。その辺の研究というか、この町単独補助の検討とか、あるいは事業所への検討、協力とか行くとかこうなっていますけれども、それだけで本当に来るのかどうか。

今、介護事業というのは事業者にとって大変厳しい状況にあるので、その中であえて、高齢者が多くなるというのはどんな事業でもわかっていて。実際に、例えばついこの間も、どこですか、あれ。ワタミでしたっけ、居酒屋の。あれが介護のあれを、結局、本業に専念するためにもう売ってしまうというようなことで、今、話が進んでいるようなんですけれども。やはり、介護事業から撤退する企業も今出てきているわけです。

そんな中で、今のご説明のような範囲で本当に事業が実現できるのかどうか。何とか、その29年、29年と、計画には29年と書かれているんですけれども、そういったことが本当に実現可能なんかどうか。その辺の思い、副町長、どうなんでしょう。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 明確にお答えはできませんけれども、いずれにしても、やはり先ほど委員のご指摘もありましたように、宇治田原町の方におきまして、小規模の特養に

対する実際に入りたい、そういった方、入れるといたしますか、そういった方いらっしゃいます。そういう面で、町といたしまして、ぜひつくっていきたいという思いを持っておりますので、今のところ実現はどうなんだと言われてますと明確に答えられませんけれども、やはり努力をし、先ほどの黒川課長が話していますように資金の面も、あるいは土地の問題も含み、いろいろ総合的にいろんな検討をし、具体的にはやはり新規でというのはなかなか難しいというものでもありますから、やはり、ここにもうまくいきませんでしたけれども、サンビレッジとか既存のところというのは、まずは最初のいろんな検討をしていただく基本かなという思いもしていますから、そういった中で、いろんな情報、京都府等からも情報を得る中で、やはり探るといいますか、そういったところといろいろこちらからも積極的に声もかけて、そして、ぜひ実現するように取り組んでいきたいと、こういうふうには。

特に、29年といいますと、年内に一定の方向を見出す必要があると思いますから、やはり年内での一つのタイムスケール的な思いで頑張って今後も取り組んでいく所存でございますので、よろしくご理解ください。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 今言われましたように29年度開設ということになれば、物理的にも先ほど言われたように年内に決めとかんといかんということになりますので、ぜひとも実現可能なようなプラン、シナリオを描いていただいて、早急に実施していただきたいというふうに。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑の方いらっしゃいますか。今西委員。

○委員（今西久美子） 今、原田委員おっしゃったとおりなんですけれども、サンビレッジの場合、新規事業に係る資金面で無理やと。あと職員の確保も困難であろうと、こういう理由だったわけですね。これ、どこの事業所も私は同じような状況やというふうに思うんです。

対策としては、町単独補助の検討とありますけれども、果たしてこれだけで本当に来ていただけるのかどうかというのは、私も不安に思っております。例えば、職員の確保について、何らかの町としての援助といいますか、支援といいますか、そんなことも検討していく必要があるんじゃないかなと思うんですが、この町単独補助の検討だけでいけるというふうにお思いでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 国のほうが有しております補助制度につきましては、施設

の整備に関する補助金といいますのが、一床当たり427万円でございます。29床でございますので、1億2,383万円が施設整備に関する補助金でございます。あわせて、施設開設準備経費というのがございまして、こちらにつきましても62万1,000円掛けるベッド数ということで、62万1,000円掛ける29ということで、1,800万円程度の助成がございまして、1番目に申しあげました施設整備につきましても、あくまでもハード部分でございますけれども、2番目の施設開設準備経費につきましても、そういった職員さんの募集に充てる経費というふうな使い方もできますので、このあたりを充当していただくという形でございます。

ただ、町のほうが補助金という形で考えるに当たりましては、運営に関する補助といえますか、施設整備、運営というふうな形での色づけをするのが適切なかどうかというところも踏まえまして検討させていただこうというふうに考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 国の補助金については、この募集に当たってももちろんあったわけで、それでもなかったわけじゃないですか。それプラス、町の単独補助だけで本当に来られるのかという心配があるわけですが、そこは運営に際しての補助をしていくということですが、それでそのサンビレッジさんもそうですけれども、近隣の事業所さんがほんまに応じていただけるのか、その辺、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 極端な話で申し上げますと、満額補助といいますか、自己資金なしで助成するのであれば、どの事業者さんにつきましても可能であろうかなというふうには思いますけれども、ただ、一つの事業所に際しましてそれだけ手厚く補助というのは、現実的にはかなり難しいというところもございまして。

また、補助金を出しましても、先ほどサンビレッジさんも申しあげましたように、職員さんの確保というところにつきましても、これはサンビレッジさんだけに限らず、介護、福祉施設全般の事業所さんが共通で悩んでおられるというところがございますので、この点につきましても、補助を打ったからできるのかどうかというところもございまして、そのあたりは事業所さんと連携させていただいて、どういう手当ができるのかというところは協働して検討していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今、課長おっしゃったように、本当に施設の声をしっかり聞いていただいて、どういう方策をとれば事業として実施をしていただけるのかというところ

を分析もしていただいて、それに対応をしていただきたいというふうに思います。

それと、もう1点、例えば、町単独補助を実施するよと決めた場合にも公募はしないという、そういうことでいいんですか。

○委員長（垣内秋弘） 黒川課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） まだこれは庁内の中でオーソライズできたものでございませんで、詳細を決定した中で、担当課から理事者、財政当局と詳細をご相談させていただいて決定していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（垣内秋弘） はい。ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですので、本件につきましての質疑は終了いたします。

次に、日程第3、所管事項報告についてを議題といたします。

まず、戸籍・保険課所管の新しい国民健康保険制度について当局の説明を求めます。

長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） それでは、新しい国民健康保険制度についての資料をごらんください。

医療の保険改革法案が成立しまして、平成30年4月1日から国民健康保険が市町村から都道府県に広域化されます。成立した改正法は制度の大枠を示されたもので、詳細につきましては、今後検討されることとなります。

それで、資料の国保の改革の3つの効果ですが、国保の財政運営が市町村から都道府県に拡大、医療費の支払いは実質的には都道府県が行う。国保事務の効率化、標準化は都道府県が後押しするものです。

それから、下のところで、都道府県と市町村の主な役割でございしますが、まず、財政運営。都道府県は財政運営の責任主体で、町村ごとの国保事業納付金、分布金方式ですが、を設定。財政安定化基金の設置運営を行い、市町村につきましては、国保事業納付金を都道府県に納付することになり、予期せぬ給付増や収納不足に対しては、都道府県が運営する財政安定化基金から貸し付け、交付を受けることもできます。

それから、保険料の決定、賦課徴収につきましては、都道府県は市町村ごとの標準保険料率を算定。それから、市町村は標準保険料率等を参考に保険料率を決定し、賦課徴収することになります。

それから、保険給付につきましては、都道府県は給付に必要な費用を全額市町村に対して支払い、市町村の行った保険給付に疑義があるものについては点検を行います。そ

れから、市町村は保険給付の決定、支払いを行います。それで、保険事業につきましては、市町村は被保険者に応じた保険事業を実施しまして、都道府県は市町村に対して必要な助言、支援を行うものになります。以上が広域化についての概略でございます。

それで、国保の広域化に移行するまでに累積赤字を解消するよう、平成26年度より第2期の国保の健全化計画を策定しておりますが、2ページ目、後日、決算委員会、特別委員会等でご審議いただきますが、平成26年決算状況の分析でございますが、平成22年度より25年度までの4年間において、実質単年度黒字が続き、平成21年度末に最高額を記録いたしました累積赤字額も減少を続けておりましたが、平成26年度の決算におきましては、実質単年度収支も赤字となり、累積赤字も大幅に増額する結果となりました。

赤字決算となった主な理由は、国・府等の補助金の変更申請後の期間における医療費の急激な増加。それから、国保加入率が高い前期高齢者の65歳から74歳の被保険者に対する交付金の大幅な減少。それから、過年度分補助金の返還額の発生が挙げられますが、結果的には宇治田原町のような国保の財政は、財政規模が小さい小規模保険者に位置されており、府内でも6市町村ですが、1件の高額な医療費の発生が財政運営に与える影響が大きくなっております。また、国保の財政運営が国・府等の補助金に大きく依存している状況が続いているということになります。これにつきましては参考に挙げておりますが、平成25年度と比較しまして、保険税収納額は増加しております。それと、医療費は減少しているにもかかわらず、決算状況は大きく異なる結果となっていることからもうかがえます。

このことから、3ページ目、新しい国民健康保険制度を踏まえた累積赤字の解消についてですが、まず、健全化計画の中でも挙げておりますが、歳入確保を図るという点では、宇治田原町における対応では、保険税滞納繰り越し分含むの収納率、収納額の向上、財源確保への取り組みが挙げられます。

それから、4ページ目、国における対応では、国保における公費拡充ということで、平成27年度から低所得者対策の強化のために保険税の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援の拡充、約1,700億円。それから、平成30年度から、さらに約1,700億円、保険者努力支援制度、医療費の適正化に向けた取り組み等に対する支援、自治体の責めによらない要因による医療費増負担への対応等、実施分と合わせまして3,400億円の財政支援が実施される予定で、これにより被保険者1人当たり約1万円の財政改善効果を国は見込まれております。

次に、歳出抑制を図るでは、特に、医療費の抑制を図る取り組みとして、5ページなんですけれども、各種疾病に罹患し、重症化した場合に多額の医療費や治療に時間を要することから、人間ドックや特定健診、保健指導により、疾病の早期発見、早期治療により被保険者の健診環境の充実を図る。また、健康意識の啓発ということで、改善勧奨から予防勧奨ということで、健診受診者に重症化しない知識、罹患しない知識の習得及び普及勧奨を実施。また、適正な医療機関の受診方法等を周知し、将来にわたる医療費抑制につなげていくことが挙げられます。

それから、平成30年度に国保が都道府県化されることによりまして、宇治田原町のような小規模保険者から生ずるデメリットから解消される見込みとなると言われております。ただし、引き続き町国保においても、健全化計画に基づきまして歳入の確保に努めるとともに歳出抑制を図り、国保財政に占める自主財源の比率を高めることが必要です。そうすることによりまして、累積赤字額の解消とか安定財政運営が可能になると思われれます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 都道府県一元化ということなんですけれども、今のお話を聞いていると、宇治田原町にとってはメリットもあるのかなというふうには思いました。細かい話をしますけれども、今、宇治田原町では、例えば、子どもの医療費の無料化を中学校まで無料にしていますよね。そういう独自施策については、一般会計から繰り入れましようということで国保の会計のほうに繰り入れている。この間、ほかにもいろいろと一般会計からの繰り入れをふやしてきていただいていると思うんですけれども、一元化になった場合、そういう繰り入れについてはどうなるんですか。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） 一般会計からの法定外の繰り入れも含めまして、繰り入れにつきましては禁止されているということとはございません。引き続き、一般会計からの繰り入れも可能ということになっております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 町としては今までと同じように、またそれ以上に一般会計からの繰り入れもしていくという、そういう方向でいいんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） そのあたりにつきましては、また広域化になったと

きに、また検討ということになると思います。それ以上の繰り入れということになっては、そのあたりはまた財政課等と協議しまして検討ということになりますが、その辺はちょっと今のところ考えておりません。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 一番心配なのは、それぞれの保険税の金額がどうなるのかということら辺なんですけれども、当初この案が出されたときには、個人の保険料が高騰するんではないかという懸念もあったわけですが、国のいろんな支援策があって、1人当たり1万円の財政改善効果を生むということに書かれていますけれども、つまり1人当たり1万円の保険料の削減ができると、値下げができると、そういう理解でいいんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） そのあたりにつきましては、まだ医療費等々の絡みもありますので、一概に保険税が1万円安くなるということにはつながらないと思います。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） もう1点。保険給付の決定や支払いについては市町村がやると。賦課も市町村がやると。徴収も市町村がやると。こういう事務については、今までと何ら変わらないということでもいいんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） 詳細につきましては、また今後検討されますが、ほぼ財政の責任主体が都道府県となり、ほぼ、ほかの件につきましては、今までと変わらないと思っております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 広域化することで、なかなか町として住民の生活実態が見えないというようなことも現にほかの分野ではありますので、そういう点ではちょっと心配もあるわけですが、丁寧な納付相談を含めた住民さんへの対応、その辺も今までと変わらないということによろしいんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） その点につきましては、今後も変わらないと思っております。ただ、お財布のほうが、小さいお財布から大きくなったということと理解していただければと思います。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですので、戸籍・保険課所管分を終了します。

次に、福祉課所管の子育てサービス利用支援事業について、当局の説明を求めます。

大江理事兼福祉課長。

○理事兼福祉課長（大江輝博） それでは、子育てサービス利用支援事業についてご説明いたします。

この事業につきましては、子ども・子育て支援新制度におけます地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました利用者支援事業として実施する事業であります。福祉、母子保健、学校教育など幅広い分野で情報収集、提供を行い、保育所、幼稚園等の教育保育施設の利用に当たっての支援を行うこととしております。

また、地域子育て支援センター事業と連携をいたしまして一体的に運営することで、関係機関との連絡調整、地域の子育て支援に関わる人材の育成など、子育て家庭に対する支援体制の機能強化を図ることを狙いとしております。

事業の概要でございますが、子育て支援センター内に相談窓口を開設することとしております。子育て支援員、嘱託を1名、既にもうこの4月から雇用いたしまして、準備作業を行っております。子育て支援センターに配置をしております。

窓口業務でございますが、平日週4日、午前8時30分から正午と午後1時から午後5時15分、祝日なり祭日、庁舎の閉庁日を除きますが、それ以外の平日に開設、週4日を予定しております。子どもを預けて働きたい、子育ての悩みを相談したい、また、子育て中の親同士で知り合いたいなどの子育て中の親子のさまざまな相談に応じさせていただくこととしております。

各種子育てサービス等をまとめました子育て情報誌の発行でございますが、妊娠、出産、子育てにかかわる時期の各種サービスの情報を掲載しております。ゼロ歳から5歳児用の冊子と小学生以上用のリーフレットの2種類を現在作成中でございます。冊子につきましては、A4判の40ページ程度を800部、リーフレットにつきましてはA3判、両面刷りのこちらも800部を予定しております。ゼロ歳から5歳児の冊子につきましては、対象児のいる世帯に、約350世帯がございますが、お送りをする予定をしております。小学生以上につきましては、小・中学校を通じまして配布する予定であります。それ以外には、母子手帳交付、また、出生、転入手続き等において窓口での配布も予定をしております。

関係機関等との連絡調整、連携、協働の体制づくりですが、適切な情報の提供や利用支援ができるよう、子ども・子育て支援にかかわります関係機関・団体等との連絡調整を行いまして、協働の体制づくりを行っていくこととしております。

広報・啓発活動につきましては、広くサービス利用に係る周知を図ることといたしまして、ホームページの活用、また、この利用支援事業の活動通信といったものを作成する予定をしております。

10月より、子育て支援センター内で相談業務を開始し、情報誌を10月中に配布するという予定でございます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） 今ご説明いただきました子育て支援センター内に相談窓口を開設ということですが、これ4月からもう実施をいただいているということですが、これまでの実績、どれぐらいの方がその相談窓口を利用されたのか、わかれば教えてください。

○委員長（垣内秋弘） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 先ほど説明させていただきましたが、少し誤解を招いたかもしれませんが、嘱託職員1名は既に4月から雇用しております。開設につきましては、当初から年度の後半にということで、10月を目途に準備を進めるということで、現在、情報誌の作成作業等の情報収集の業務に当たっておりまして、この10月から本格的に窓口開設を行っていくということとなっております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。大変失礼をいたしました。

これ、子育て支援センター内に嘱託職員さんを置いていただくということですが、子育て支援センター内には所長がおられますね。センター長がおられますね。その上に嘱託職員さんを置くということで、私、この間も何度も言わせてもらっていると思うんですが、保育所内に子育て支援センターがあるということで、保育所に通われている子どもさんの保護者の方は行きやすいけれども、それ以外の方はなかなか敷居が高いのではないかというふうな思いをずっと持っているんです。実際にそういうお話も伺ったことがあります。

だから、支援センターには中田所長がいらっしゃるの、そこはそこで相談できますし、この1名の嘱託の方については、私は別の場所で、保育所以外の場所に常時いてい

ただくというほうが有効ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） ただいまのご意見でございますが、現状におきましては、対象としておりますのが子育て中のお母さん方、また、これから子育てしようというようなお母さん方になるかと思っておりますので、そういった方を対象としておりますのが、やはり町内では子育て支援センターであるということから、現在もう既に4月から支援センター内に机を並べまして準備作業も行っておりますので、開設窓口としましては、そこが適当であろうというように考えております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 例えば、保健センターなんかは乳児健診なんかも必ず行かれる場所ですし、そういう意味では、毎日じゃなくても、この曜日とこの曜日は保健センターにもいますよといったような、例えば、乳児健診に合わせてそこに相談窓口を持っていくとか、そんなことも含めてぜひご検討いただけないでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 実施方法につきましては週4日平日に開設をするということで考えておりますので、その中でただいまいただきましたご意見を参考にさせていただきながら検討させていただきたいというように考えます。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑の方、ございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） ちょっと単純な質問なんですけれども、今まで子育て支援に関しては、お出かけ広場とか、みんなの家とか、いろんなことで行事をずっと進められているんですけれども、その中で、あえてこういった相談窓口を開設した理由ですね。

というのは、今までの出かけていっていろんな事業をやっていただいていますよね、各公民館で。それでいろんな話が今まであったと思うんですけれども、相談とか含めて。その上に、なおかつこの相談窓口を設けたという理由というのは、どういったことで設けられたのか、教えていただけたら。

○委員長（垣内秋弘） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） この趣旨のところにも少し触れておりますが、子ども・子育て支援新制度におけます地域子ども・子育て支援事業に位置づけられたこの事業であるということが、一つ大きくございます。

そういった中で、本町でも宇治田原町の子ども・子育て支援事業計画をこの4月からスタートしております。その中にも実施する事業として、子育てサービス利用支援事業、

位置づけをしております。できる事業として、平成27年度から既に実施するという
こととしております。これにつきましては、子ども・子育てのきめ細かな相談に応じる
ということを国のほうから打ち出した事業でございます。少子化にまさに対応していく
ための一つの手段ということであろうと思います。

本町では、既に子育て支援センターで、先ほどおっしゃっていただきましたように
相談にも応じてまいりましたが、あそこだけの相談にとどまらず、連携する関係機関等
の情報を細かく提供できるような相談窓口であるというように理解をいただけたらと思
います。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） そういった目的であれば、なおさら先ほど今西委員も言われたよ
うに、各公民館とか自治会館みたいなところでいろんな催しものやっておられるので、
逆にその巡回型のそういったものも取り入れてやらないかんの違うかな。

そういったことで先ほど、ちょっと私、趣旨ということをお聞きしたんですけれど
も、支援センターだけじゃなしに、やはり相談窓口というものも必要じゃないかと思
うんですけれど。その辺、どうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 大江理事。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 他団体でも既に実施もされているところもございま
す。

庁舎に窓口があったりというようなこともございます。先ほども申し上げましたと
おり、新たに取り組む事業でございますので、今後、週4日の中でどういった開設が望
ましいのか、さらに検討させていただきたいというように考えます。

○委員長（垣内秋弘） ほかがございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、所管事項報告を終了いたしま
す。

次に、日程第4、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 特にないようでございますが、当局側から何かございま
すか。事務局は。

ほかにないようでございますので、日程第4、その他について終了いたします。

これで、ただいま出席の所管課にかかわる事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩を行います。

休 憩 午前 11 時 04 分

再 開 午前 11 時 07 分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、職員の入替えが終わりましたので、教育委員会所管に係る事項について始めます。

会議は、お手元に配付しております会議日程により、進めさせていただきます。

日程第 1、所管事項報告を議題といたします。

まず、平成 26 年度宇治田原町総合文化センター等の利用状況について、当局の説明を求めます。岩井教育課長。

○教育課長（岩井直子） それでは、失礼いたします。お手元の資料に沿いましてご説明をさせていただきます。

平成 26 年度宇治田原町総合文化センター等の利用状況でございます。

まず 1 枚目、文化センターの年度別利用状況等でございます。

施設の区分ごと、年度ごと、また今回は下記の部分に 5 年間の棒グラフの比較表示もしております。

まず表の一番下の段、太枠の部分でございます。上からさざんかホール 9, 727 人、楽屋 710 人、研修室 1、1 万 1, 286 人、研修室 2、5, 734 人、研修室 3、3, 576 人、和室 1, 405 人。合計で 3 万 2, 438 人でございます。

中央公民館の閉館に伴いまして、研修室の利用が昨年に引き続き増加の傾向にございますが、ホール使用につきましては減少傾向でございます。ここ数年の使用状況を見ておきますと、ホールにつきましては、各種事業やご利用いただく方はある程度定着しております。そこに例えば事業持ち回りの本町が当番町であったり、また何年かおきに行われる事業であったり、そのようなものが入ってまいりますと利用者がふえるといった状況でございます。

ホールの稼働率を向上するには、定着事業を維持した上で新規利用をふやして定着させていくとともに、本町の生涯学習事業として魅力ある事業展開を図らなければならないというふうに考えております。また年間、ロビーコンサートを 2 回、ギャラリー、ショーケースの展示を 21 回行っておりまして、ここには人数は記載しておりませんが、多くの方々にご来場いただきました。

続きまして、2 枚目をごらんいただきたいと思います。

こちらは、図書館のサービス指標につきましてご説明をさせていただきます。

まず上段の表、右側中ほどの貸し出し冊数でございますが5万7,218冊、25年度と比較いたしまして91冊の増加となっております。なお、表には記載ございませんが、開館日数は293日、貸し出し者数は1万3,707人でございます。

下段にまいります。下段の表右側が年度別のサービス指標を示しておりますが、括弧の数値は、人口が1万5,000人未満の全国の公立図書館の平均数値を記載しております。本町の数字とおおよそ近い数字が並んでございますが、表の下段、一番下になります14では、図書館費に対してどのくらいのサービスがなされたかを示す数値となっております。図書館費100に対して14.9倍のサービスが提供されたことになっております。

続きまして、3枚目の表、横判をお願いいたします。

こちらは社会体育施設の利用集計表となっております。一番右の段は25年度の数値となっておりますので、隣の合計欄をごらんいただきたいと思います。読み上げます。住民グラウンドが2万2,807人、テニスコートが1万3,225人、トレーニングルームが2,470人、スタジオが355人、プールが2,557人、ふれあい広場が4,375人、体育館が2万6,309人となっております。近年の利用傾向といたしましては、あくまで申請書に記載された1件当たりの使用者数を積み重ねておりますので、構成員のグループが少しずつ減ってきた感が受け取れます。例えば中学校等の部活ですと、部員が10名減っても年間ですと1,000人から2,000人が動いてきます。また、グラウンドと体育館の関係で申し上げますと、26年度体育大会が雨のため、グラウンドから体育館に会場が移りますと1,800人規模で数が動いてまいりますし、また商工会等の記載人数でも変わってまいります。件数自体がほとんど変わらない状況ですので、分析をいたしますと今説明申し上げた状況で人数が減っているということになります。

あわせまして、高齢者パスポートの利用者数ですが、トレーニングルームで25年度が104人、26年度では267人になっております。プールでも25年度が8人、26年度で34人と、かなり増加しておりますので、こちらの体育部門、また文化部門でも、高齢者パスポートをご利用いただいている学習活動が活発になってきたように思われます。

続きまして、4枚目の横判をお願いいたします。

こちらは、小・中学校の体育施設等の利用状況です。この表につきましては、住民体育館で各施設の申請受け付けを行っております関係上、従来、参考としての資料報告と

させていただきます。

基本的には学校施設の場合、事前登録をした団体への貸し出しになりますので、毎年ほぼ変わらない状況でございます。なお、こちらのほうには学校関係事業、PTAや学年行事の人数等は含んでおりません。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。原田委員。

○委員（原田周一） ちょっと図書館のサービス指標についてお尋ねいたします。

この中に蔵書の紛失というんですか、そういったものが記載されていないんですけれども、その辺の数字というのはつかまれているんでしょうか。データの的には。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○教育課長（岩井直子） 紛失、いわゆるお借りになった方々がお返しいただけていない数字というふうに確認させていただきたいと思いますが、毎年図書館内のほうで確認のほうを年1回行っております。それにつきまして、6月、6月のことになりますので、年度ということにはちょっと外れてはくるんですが、本年度調べましたところ20冊ということになっておりまして、大体10冊から20冊の間、毎年紛失と申しますか、お返しいただけていない数値が上がってきているのが現状でございます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 10冊から20冊であれば、変な話、今よく民間であるセキュリティーみたいなああいうのを入れるとかなり膨大な費用がかかるので、かえって新しい本を買ったほうが安いということなんですけれども、その件はわかりました。

それと、数年前にもちょっとお尋ねしたんですけれども、蔵書の回転率。これは全国が0.6、それに対して0.7ということなんですけれども、やはり我々民間で商品の回転とかそういうことをやると、もう必ず1以上なかったらいかんわけなんですけれども、そういった意味では、この蔵書そのものが住民のニーズに合っているのかどうか、そのあたりはこの回転率の数字を見られてどのように分析されているのでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○教育課長（岩井直子） 回転率につきましてですけれども、確かに今おっしゃいましたように1というものが基本的になってくるのではないかとということでございます。図書館内、リクエストにお応えする形、あるいは皆様方の声を聞いた上で、選書で人気の高い本等を購入させていただいておりますが、やはりそれぞれのお好みに全て合う物をご用意させていただいているかということに対しては、若干考えるところがございます。

ので、また今後できるだけ皆さん方のご意見を踏まえていく中で、選書にも力を入れていきまして、できる限り回転率を上げるような形をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 以前、私がこの話をさせていただいたときに、当時、ビデオがまだかなり在庫としてあった。現在、ほとんどビデオというのはないと思うんですけども、全部、今、DVDにかわっていると思うんです。全体のパーセントからいうとしれてはおるんですけども、そのビデオがあったために回転率が悪いというような、以前答弁をいただいたように記憶があるんですけども、そういったものが排除されているのに、今言いましたように回転率が上がっていないということについては、もうちょっとやはり購入図書の選定というのか、そのあたりをもっと考えていただかないといかんと違うかなと。

それと、もう一つは、この購入費ですね、資料購入費。この予算なんかを見ていると、大体もう年々減ってきているような、予算的に。過去の数字からしますとそういう印象があるんですけども、そのあたり、教育長、住民に対するこういうような文化に対する意識というんですか、やはり本を読むというそういう部分は、予算確保というのをもっと積極的にやる必要があると違うかなというふうに思うんですけども、そのあたりどうでしょう。

○委員長（垣内秋弘） 増田教育長。

○教育長（増田千秋） ご指摘のとおり図書館というのが、本町においても生涯学習をしていく拠点であると。その中でも図書館というのは大きな機能を有しているというように認識をしております。住民の皆さん方の、少しでも本を読みたい、また希望図書を備えられるように、お金等の確保については努めてまいりたいというふうに考えています。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） ぜひ、今後とも住民のニーズに合う、また時代に合った、例えば町史とか、あるいは行政の関係でどうしても置かないかん部分はわかるんですけども、やはりそれ以外の蔵書というのはニーズに合ったようなものを随時調査していただいて、なおかつそれに伴う予算確保というものについてもっと前向きにお願いして、この質問は終わります。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 今の図書館サービス指標なんですが、9番目と10番目の職員1人当たりの人口、また貸し出し冊数が記載をされていますが、これが類似団体に比べて非常に高いですね。職員1人当たり人口が2,329人に対して3,131人。貸し出し冊数は1万1,329冊に対して1万9,073冊ということになっていますが、職員が宇治田原の場合、私は少ないのではないかというふうに思うわけですが、この数字をどのように分析をされているのでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○教育課長（岩井直子） ご指摘をいただきましたとおり、1人当たりの人数というのがかなり大きくなっているというふうには思っております。ただ、この26年度につきましては、開館日数のほうが、祝日もふやしました関係もございまして、土日の利用の時間を延長した関係もございまして。また、より職員には負担をかけた部分はあったかというふうには思っておりますが、ただ、職員のほうに関しましても住民の皆様方と図書館の使命ということを非常に重く受けとめておりまして、いろんな意味で考えてくれたところはございました。

ただ、おっしゃるとおり、1人当たりの負担というのは大きいかというふうには思いますので、今後、図書館職員ともよく内容につきまして検討をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 図書館というのは、貸し出し業務だけが仕事じゃないわけですよね。近隣の市町でもやられていますように、例えば出張してどこかの場所で貸し出しをすとか、小・中学校に司書さんが出向いていろんな活動をするとか、そういうことも私はやってほしいと思っているんです。例えば、高齢者などで図書館までは来られないけれども本を読みたい人はたくさんいますからね。そういう意味では、やっぱり今の体制では絶対無理なので、職員をふやしていくという方向でぜひとも考えていただきたいと思っているんですが、財政のほうもおられますので、その辺、職員の定数のこともありますので、その辺はどうでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） まず職員の定数につきましては、これは総務課の所管事項でございますので、財政面から申し上げますと、人件費につきましては、最近非常にその負担が上がってきております。ただ、この人的リソースをどこに配置するかというのは、これは町全体で人事計画の中で考えることでございますので、私ども

といたしましては、町の歳出に対する適切な人件費率といったものについては、非常に平素から興味、関心を抱いておりますけれども、そのサービスをどこに充当するかというのは、これは町全体で考えるべきことかと考えております。

なお、図書館につきましては、こういった指標の中でどのように考えるかというのは、今後の分析を待ちたいと考えています。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 担当課としては、その辺、今、小西理事さんもおっしゃいましたがけれども、しっかり分析をして、職員をふやすということで要望もぜひしていただきたいというふうに思います。要望しておきます。

それと、もう1点、総合文化センターの利用状況ですけれども、この数字というのは何を集計して上がってきているんですかね。

○委員長（垣内秋弘） 塚本参事。

○教育課生涯学習推進参事（塚本 吏） 失礼いたします。

毎回この資料の提出はさせていただいておるところでございますが、各年度の施設使用申請書というものがございます。その申請書を提出いただいた中で、利用予定人数または実績の人数調べというところがございますので、それを積み上げさせていただいた状況でございます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） これは予定人数ですよ。実績報告は今まで借りてした覚えはないんですけれども、予定人数を積み上げた数字ということではないんですか。

○委員長（垣内秋弘） 塚本参事。

○教育課生涯学習推進参事（塚本 吏） 申請書に予定人数を記載させていただいております。主催者から何人でしたかというふうな実績を聞く場面とか、ホールの中を職員が見させていただきまして、ざっと何人だなというふうなことで、その辺の誤差はあろうかと思いますが、ほぼ予定数並みというふうなことでご理解いただければありがたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） わかりました。予定人数と目視で数えた人数というふうに理解をしておきます。

それで、さざんかホールの利用がついに1万人を切りましたね、26年度。ちょっと決算委員会でもお聞きをしますけれども、魅力ある事業の展開が必要やというようなご

報告もございましたけれども、その辺はどのように、魅力のある事業を実施していこうというふうに考えておられるのか、ちょっとその点をお聞かせください。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○教育課長（岩井直子） さざんかホールにつきましては、年4回、こちらのほうでホール事業のほうをさせていただいております。アンケート等、住民の皆様方のお声を聞かせていただく上で、どのようなものをしていくかということは常々考えをしているんですが、最近ちょっと定着した事業になっているのが現状でございます。

また、文化センターの運営委員会、また企画調整部会等々で十分議論をした上で、また違った形のものも取り入れていきながら、ただ私どもの中でやっているだけではなかなか上がっていかない、集客数が出ないところもありますので、できる限り一般の皆様方がご利用いただける感じの雰囲気といいますか、何かあそこでやっているというような楽しい雰囲気を持っていくように、また住民の皆様方、また近隣の皆様方にも声をかけさせていただきまして、先ほど申し上げました定着事業にプラスアルファ事業をつけ加えていって、集客数並びに収入のほうもふやしていけたらというふうに考えております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 町が使用するとか、自主事業をやるとか、年間大体数としては決まっているので、一般の方がより利用しやすいような方策もぜひとも考えていただきたいと思います。

それと、もう1点なんですが、ちょっと住民の方から言われたんですけれども、田原小学校のグラウンドを使用される際に、横の西側の道に車をずらっととめられているんです。ちょっと危ないんじゃないかというふうな心配を住民の方がされておまして、確かに利用される方はあそこにとめたら便利なんですね、横から入れるので。

ただ、別に駐禁の場所でもないの、それはあかんということではないかと思うんですけれども、できれば駐車場にとめていただけるようにちょっとご指導いただけないかと思うんですが。

○委員長（垣内秋弘） 塚本参事。

○教育課生涯学習推進参事（塚本 吏） ご指摘のとおり、昼間、少女ソフトとかの練習の際には、車が道路にとまっておるといふふうなものを見かける場面がございます。基本、グラウンドの使用につきましては田原小学校の駐車場に定めておりますので、今後、施設の貸し出しの際にも重々指導してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたい

と思います。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 離合が、とまっているからできなかつたりとか、飛び出しもあつたりして危険だというお声もありますので、ぜひともご不便にはなるかと思ひますけれども、その辺、安全面でよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。それでは本件につきましての質疑は終了したいと思います。

次に、住民テニスコート使用申請にかかる変更と運用（試行）につきまして、当局の説明を求めます。岩井教育課長。

○教育課長（岩井直子） それでは、引き続き失礼いたします。

お手元のA4、2枚ものの資料になっております。住民テニスコート使用申請に係る変更と運用（試行）につきましてご説明をさせていただきます。

現在テニスコートは住民グラウンドの横に2面ございますが、社会体育施設として住民の皆様を初め町外の方にもご使用をいただいているところでございます。テニスコートの使用につきましては、大体、日時、ご利用者が長い期間の中でほぼ定着している状況ではございますが、一部使用に当たりまして、予約やキャンセル上でのトラブルが見られますので、ふぐあいを整理させていただく目的で、ご利用者のご意見や社会体育施設運営委員会でお諮りをいたしまして、使用に係る内容を検討いたしましたのでご報告をさせていただきます。

まず、お手元の1枚目資料、内容の①番になります。現在、予約は町内外を問わず3カ月前から承っております。グループ構成が町在住、町内在勤のみを町内、それ以外を町外というふうに分けてございます。今回、登録制度を設けさせていただきまして、町内として登録をしていただきましたグループにつきましては、もう1カ月さかのぼりまして4カ月前から予約をいただけるということで、町内利用者の優遇を図ったものでございます。

続きまして、②番でございます。現在、テニスコート、2コートございますが、2コートを一度に押さえるということではできませんで、1団体、個人とも1コートの予約制となっております。こちらのほうも登録制度を設けまして、こちらは町内外問わず、10名以上の団体でご登録をいただいた場合、2コートの利用が可能となるものでござ

います。

続きまして、③番目でございますが、現在、午前9時から午後10時まで、テニスコートにつきましてはご使用いただいておりますが、本町の場合、時間制限がございません。1日押さえていただくことも可能ですが、これでは予約が入っていないながら使用されていない時間帯などもあり、回転率も非常に悪くなります。そのため、個人、団体に限らず1日4時間の時間制限を持たせていただきたいと考えております。4時間の理由でございますが、基本的に一番多い予約時間は3時間で37%、次いで4時間の25%ですが、使用時間は準備、片づけを含みましてということになりますので、人数等が多い場合は3時間ですと実際のプレー時間が短くなってしまいますことから、4時間とさせていただきます。

続きまして、④でございます。現在、キャンセルが、3日前までご使用料をいただかない形で承っておりますが、最近町外の団体でお盆やゴールデンウィークなど休日が続くときに一気に押さえて、実際はキャンセルを入れて1日、2日使用するケースが出てきております。一度に休日キャンセルが出ましても、こちらのほうといたしましても、他の方々に対する周知方法がございませんので、せっかくの休日にご利用いただけないケースがございます。天候不良や施設側の理由でご使用いただけない場合ではなく、ご自身の都合でキャンセルされる場合、総合時間が10時間を超えますと予約制限を入れさせていただきます、1カ月前からとさせていただきますというふうに思っております。

続きまして、⑤番でございます。この夏、さまざまな大会を含め、今、中学生がいろいろな意味で頑張っています。その中で部活動、特にテニス部はかなり人数が多うございます。平日の夕方は、中学校のテニス部がコートを使用している状況です。住民の皆様方もその辺はよくご理解、ご協力をいただいている部分がございます、基本的に午後3時から6時は使用を避けてくださっておりまして、生徒が使用できるよう配慮いただいているようでございます。

ただ、こちらはやはり社会体育施設という位置づけがございますので、中学校のほうも1面なり2面の借用申請は提出していただいておりますが、今回、平日の午後3時から6時は中学校の部活使用に1面は必ず押さえさせていただきます。ただ、もう1面もあいている場合につきましては部活利用を認めさせていただくというふうにさせていただきますと考えております。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、中学校部活動の支援と将来のテニス競技人口をふやすという前向きな支援ということで、社会体育施設運営委員会でもご意見をお諮りいたしましたところ、ご理解をいただいております。

すので、支援をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、テニスコートの使用に係る変更事項ですが、これにつきましては本年度10月、来月になりますが、10月より29年の3月31日を試行期間とさせていただきたいと思っております。ただ、その中で、28年の9月末で一旦運用状況をまとめ、検討させていただき、また他の体育施設、住民グラウンドや体育館との整合性もございますので、全体的な見通しを立て、29年3月までに整理をさせていただきまして、29年度4月以降社会体育施設として皆様にご利用いただきやすい施設の位置づけとしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。原田委員。

○委員（原田周一） この住民テニスコートということで、これは私は過去に、維孝館中学校のテニス部が、町外の方が多く使われていてほとんど部活動で使えないという、過去一度指摘したことがあるんですけども、大分改善されていると思うんです。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、この内容の⑤番、近年、維孝館中学校テニス部の部員が増加しておりということを書かれていますね。そういったことで15時から18時にはコートを一画専用で充てるということにしたということなんですが、実際今、維孝館中学校のテニス部というのは何名ぐらいはいるんですか。大体で結構です。

○委員長（垣内秋弘） 谷村次長。

○教育次長（谷村富啓） ちょっと手元に人数的なものを持っていないので、大変失礼申し上げますけれども、テニスコートの練習している場面とその周りにボール拾いとかラケットを持って素振りの練習をしている生徒もおりますので、人数的には30人は超えるかなということ考えておりますけれども。詳しい人数はちょっとわかりませんけれども。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 以前はコートがなくて素振りばかりやっていたというようなことがあって、私は過去、こういった問題を提起したことがあるんですけども、今の話で、このテニス部員が増加、いろんなテレビとかの影響なんかあると思うんですけども、今のテニスブームになってきて若い人がふえているというのは。だけど、この②番目、10名以上で使用される場合は2コートの使用申請を可能とすると。逆に言うたら、これは町内、町外関係なしに、申請さえすれば、これを使えるわけですね、10名以上。今の話で、維孝館中学校のテニス部員は30名もおるのに1面しか割り当てられてへん

ということになれば、ちょっとおかしいのと違いますか、これ。どうなんでしょう、そのあたりは。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○教育課長（岩井直子） 確かに人数的なもので部員が多いところを1面ということになりますと、練習量としては減ってくるかと思えます。ただ、根底にございますのが社会体育施設という位置づけでございますので、学校施設なら十分子どもたちも使えるんですが、やはり社会体育施設と言われる位置づけである以上は、やはり一定規則的なものを決める。今回は、必ず1面は押さえさせていただきます、もう1面につきましてもあいている場合は使うということですが、先ほど申し上げましたように住民の方をはじめ、使用者の方々、生徒が使う時間は避けていただいていることが多くございますので、甘えさせていただいているということになりますとそうかもしれないんですが、一定、今のご協力体制を賜った上で今後も引き続き利用のほうをしていけたらなというふうには考えております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） その社会体育施設ということで、私も過去ずっと以前住んでいた地域でこの辺のところ辺をいろいろやっていたので、そういう趣旨とか、よく理解しているつもりなんですけれども、ただ、以前から指摘していたんですけれども、なぜ町外が多いかというたら、やはりここに書かれているように、使用料が安いわけですね。幾ら社会体育施設であっても、極端に言うたら、地元の住民、あるいは地元の人間を排除してまで町外の人に貸すのか、それが社会体育施設の本町の目的なのかということなんですよ。

だから、やはり地元の人間を……。例えば、もうちょっと金額を上げるとか、使用料を上げるとか、極端に言うたら、夜も昼も同じ値段かどうか、ちょっとこれだけでは私は知らないんですけれども、例えば夜、仮に1時間300円であれば、恐らくナイターの電気をつけたら電気代にもならんのと違うかなというように、あれだけの照明器具ですから、思うんですけれども。町外と町内の人には、幾ら社会体育施設であっても明らかに差をつけて徴収してもいいんじゃないかと。そこまで踏み込んでやっぱり私は検討すべきやと。

やはり地元の人間、ましてここに書かれているように、これからの青少年の健全育成ということであれば、そういった人たちを優先して使えるような方策を私は検討すべきやと私は思うんですけれども、そのあたりどうでしょう。

○委員長（垣内秋弘） 岩井課長。

○教育課長（岩井直子） 今ご指摘いただきましたとおり、確かにこちら、本町のほう1時間300円で、ナイターにつきましても1時間300円ということになります。町内扱いではこちらのほうの半額ということで、先ほどの町内の方々だけになりますと半額の使用料になってございます。金額的なもの、ほかの自治体でいきますと、大体1時間1,200円、1,800円、確かにコート自体もかなりいいものもございまして、また時間制限等もございまして、町外の方々がこちらにお見えになるということも事実でございまして。

先ほどおっしゃいましたように、住民の皆様方により使っていただきやすいことということで、今回は予約の部分のみ、ちょっと前倒しをさせていただくようなことにはなっておりましてけれども、また今後この使用状況、試行をとらせていただきますので、またほかの体育施設の関係もございまして。中学生もグラウンドや体育館を使用しているケースもございまして、一定そちらのほうの全社会体育施設との関連も含めて、今後またこちらのほうで協議検討を重ねていきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 今、言われたように、やっぱり近隣市町村の利用の金額なんかから比べると本当にこれ安い金額なんですね。ですので、どこでも町内の住民を優先するとか、大体どこの施設でも大体そうなっているんですね。優先度合いというもの。だから、極端に言うたら、4カ月前からに変更したということなんですね。4カ月前であっても、極端に言うたら毎日申請していたら同じことなんでね。だから、そのあたりは申し込み方法、それから金額というものについて、もっと検討していただきたいと思っておりますので、これは要望にとどめておきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほか、ございますか。今西委員。

○委員（今西久美子） 今の関連なんですけど、維孝館中学校のテニス部が社会体育施設を使うということですけども、これ、そもそもそれが私は問題やというふうに思うんですね。中学校のテニス部が社会体育施設を使わなければならないような状況が、今の宇治田原にあるわけですね。学校施設の中にこういうテニスコートも含めて整備をしていくべきやと思うんですけど、教育長、いかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 教育長。

○教育長（増田千秋） 1つの学校の中でこの人数、先ほどちょっとすみません、資料が

遅くなったんですけども、ソフトテニスのほうの男子が22名、ソフトテニスの女子のほうの所属部員が今現在29名ということで、合計51名の子どもたちがいます。これをまず先にちょっとつけ加えさせていただきます。

1つに、その51名の子どもたちがその学校の中でその場所を確保できるのかというと、どうしてもやっぱり難しい状況がございます。総体的なことになりますので、単独でのテニスコートの配置というのは難しいのではないかというふうに考えています。

ただ、グラウンド等についても、学校の維孝館のほうのグラウンドのところでもソフトテニスができるようなところについては、検討のほうは進めているというのがあります。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 昔は中庭か何かにあったように、私は記憶をしているんですけども、やはり学校の中でそういう活動が十分できるような対応についてはご検討いただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう1点、4つ目のキャンセルの関係ですけども、さっきおっしゃいました、例えばゴールデンウィークとか全部押さえていて、結局キャンセルして後はあいたままというのがご報告ありましたけれども、非常にもったいない。ほかの人が使いたくても押さえられていたら使えないということですよ。これ、キャンセル待ちを登録するとか、そういうことはできないんですか。

○委員長（垣内秋弘） 塚本参事。

○教育課生涯学習推進参事（塚本 吏） 今現在、住民体育館のほうで受け付けをさせていただいておるところでございます。予定表であいておれば、もちろん希望に沿った形でご使用いただいておりますが、重複して使えない場合にはキャンセル待ちということで、またそのキャンセル待ちということで使用者がお考えのキャンセル待ちといひますか、どうしても使いたひ場合はキャンセルのキャンセルというふうな形でお受けはさせていただきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 対応もいろいろあるかと思ひますけれども、できるだけ有効に使ひていただきたいし、キャンセルしてせつかく使ひたい人がいるのにあいているというふうな状況がないように、ご配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにござひますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですので、教育委員会所管の質疑を終了いたします。

次に、日程第2、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。今西委員。

○委員（今西久美子） ちょっと中学生に言われたんですけども、通学路で毛虫が非常に多くて何とかならへんやろかという相談だったんですが、その子が言うには、新しい交番がありますね、交番から橋、維中橋ですかね、あの間らしいんです。国道の歩道らしいんですけども、最近、今ごろの時期が毛虫が多いんですかね。ちょっと桜の木については駆除も建設のほうでやっていたかとは思うんですけども、ちょっと通学路に関してその辺の調整をいただけませんかでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 谷村次長。

○教育次長（谷村富啓） 今年度も建設環境課のほうで、やすらぎの道を中心に桜にいる毛虫等の駆除をする予定をしております。その中でちょうど通学路に面するところもやすらぎの道のところにあるかもわかりませんので、その辺のことは建設環境課のほうにちょっと話させていただきまして、調整できるものなら調整していきたいと考えています。よろしく願います。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 駆除はこれからですか。いつやはるんかはお存じないですか。

○委員長（垣内秋弘） 谷村次長。

○教育次長（谷村富啓） ちょっと明確な日は記憶が薄れておるんですけども、今ちょうど毛虫が出ている状況ですので、もう近々されるかなということで聞いております。

○委員長（垣内秋弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 近々ということですけども、現に今出ているので、ちょっと早急に、通学路の対応では教育委員会所管だと思いますので、ぜひともよろしく願いをしておきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ございませんようでしたら、当局側、何がございますか。教育長。

○委員長（垣内秋弘） 増田教育長。

○教育長（増田千秋） 今週の土曜日に中学校のほうの体育大会がございます。それから小学校の運動会は9月26日ということで、ぜひまたご声援のほう、よろしく賜りたいと存じます。よろしく願います。

○委員長（垣内秋弘）　ほか全体を通じて何もないようでございますので、日程第2、その他については終了いたします。

ここで教育委員会所管にかかわる事項を終了いたします。

本日は、付託議案1件及び第2四半期の事業執行状況報告（変更）並びに所管事項報告をお受けしたところでございます。

第2四半期も終盤に差しかかっておりまして下半期に入ろうとしておりますので、確実な事業執行に努めていただきますことを強く求めておきます。

以上で本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さんでございました。

閉　　会　　午前11時55分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 垣 内 秋 弘